

【機密性2】
【配布資料】

(令和7.12.17秘書課)

令和8年の夏期における司法行政事務の取扱い

令和8年の夏期における司法行政事務（別に最高裁判所長官その他の者に委任されたものを除く。）は、次に掲げる区分に従い、最高裁判所長官及び各小法廷の裁判官に委任する。

委 任 期 間	委 任 す る 裁 判 官
7月21日 ～ 同月31日	最高裁判所長官及び第三小法廷の各裁判官
8月 1日 ～ 同月10日	最高裁判所長官及び第一小法廷の各裁判官
8月11日 ～ 同月21日	最高裁判所長官及び第二小法廷の各裁判官
8月22日 ～ 同月31日	最高裁判所長官及び第三小法廷の各裁判官